裁判へのご支援・ご協力を!
2016年05月18日　86号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第６回口頭弁論の前に、地裁前で行われた集会での原告の決意表明を紹介します。

羽賀百合子さん（ 66才・小樽市）

「新・人間裁判」に参加している原告としての、私の気持ちを訴えます。

私の家族が生活保護を受け始めたのは、平成１４年２月でした。夫が腰痛で働けなくなったからです。娘二人は働いていましたが、４人家族でしたから、病院代にも困って受けたのです。生活保護を申請する直前は、夫は建設業で働いていましたが、季節労働者でしたから、生活はゆるくありませんでした。冬期間は働いている娘二人に助らえれてきたのも事実です。

私たちが生活保護を受けた頃、生活保護見直しの第一段階で、４人以上の世帯の生活保護義の削減が始まったのを、「守る会」の学習会で聞いていました。今で言う生活扶助費の１類が５％カットされたのです。それでも、働いている娘たちは、勤労控除もボーナスに当たる特別勤労控除もあって、そんな時に買いたいものを買っていました。まだ余裕があったと思っています。生活が大変でも、まだなんとかやりくりができるくらいの余裕はあったと思います。

２０１３年の改悪の時は、次女はすでに結婚し、３人家族になっていましたが、夫の老齢年金と長女の収入とで、生活保護すれすれか、上回るようになったのです。生活保護の引き下げの結果です。その時、夫はすでに咽頭ガンで入院していました。生活保護引き下げの大きな原因は、２人世帯からの逓減率が下がったことが原因でした。

幸か不幸か、長女が結婚で自立することと、家の明け渡しとが重なって夫婦二人の生保生活となり、現在に至っています。しかし、２０１４年から消費税が５％から３％上がりましたが、生活保護は２．９％しか上がっていません。更に追い打ちをかけるように、住宅扶助の冬季加算の切り下げがされ、「守る会」の学習会で知った通り、生活保護を受けている人たちを改悪前の生活保護以下の極貧相に追いやろうとしていることだと思います。

こんな、人を人とも思わない、人としての誇りも奪う自民・公明政権を許すことはできません。私たちのこの『新・人間裁判』の闘いを拡げながら、政治を国民が取り戻すために、頑張る決意です。

井上大朔さん（４４才・札幌市西区）

私は一人ぐらしです。

大学生の時に、統合失調症を発症し、入院しました。退院して、一年間、会社勤めをしましたが、仕事で無理をしたため、辞めざるを得なくなりました。その後、病気が再発し、働くのはムリと判断され、生活保護を受けるようになりました。

ところが、生活保護が減額され、生活が大変になりました。友だちと遊びに行くにもお金を節約して費用を出していましたが、引き下げされて一ヶ月に一度遊びに行くにも、やりくりが大変です。外出先で気軽に飲食することもできません。月に一度、外食に行ければ良い方です。病気のため、自炊も難しく、弁当などを買うと毎月の食費がどうしてもかかります。朝食を安くするために、一週間分のパンとヨーグルト等をまとめて買って、節約しています。

毎月の保護費の減額に加え、さらに冬季加算が一冬で約３万円も減りました。この冬は灯油の価格が例年になく安かったので、なんとか凌げましたが、灯油価格が上がったら容冬季加算だけでやっていけるかどうかとても不安です。

消費税は社会保障のためとなっているのに、生活保護の支給額が減額されるのは納得いきません。このままでは、支給額が際限なく減らされるのではないかと心配しています。現状でも、やりくりを工夫して何とかしのいでいる状態です。これ以上減額されると健康で文化的な生活などできなくなります。金銭面、精神面で不安なく国民が生活できるように努めるのが国の役割のはずなのです。それを果たしているようには、とても思えません。

生活保護基準以下で暮らしている人がいるから保護費を減額したとのことですが、それが保護費減額の正当な理由になるとはとても思えません。単なる弱者の切り捨てとしか言えないと思います。生活保護費の減額を、是非とも撤回してもらいたいです。

新・人間裁判　第7回口頭弁論

６月８日（水）

・12:40　札幌地方裁判所前に集合
・13:30　口頭弁論開始
・14:00　報　告　会

札幌市教育文化会館・３０５研修室